

I 自然と生きる環境共生のまちづくり

1) 自然環境の保全・共生・活用

現 況

- ◇設楽町は、愛知高原国定公園2,865ha、天竜奥三河国定公園4,210ha、段戸高原県立自然公園3,781ha、愛知県自然環境保全地域13ha等を有しています。
- ◇豊かな自然の中に多種多様な動植物が数多く生存しており、ブナ・ツガ等の巨木やシャクナゲ、ホタルといった貴重な動植物も各所で見られます。
- ◇身近にある自然環境は、町の財産であるとともに人類が共有する財産でもあり、町民全体で保全していく必要があります。
- ◇担い手の減少や高齢化等によって森林の適切な管理が行われなくなり、森林の持つ公益的機能が低下しています。
- ◇健康増進やリラクゼーション、環境学習の場として、森林の有効活用が期待されます。
- ◇草花を踏み荒らしたり、ゴミを捨てたりする心無い入山者等も時折見受けられます。

課 題

- ◇自然環境の保全
- ◇森林の公益的機能の維持
- ◇入山者等のマナー向上

◆施策目標◆

項 目	現 状	目標 (H28)
環境学習の実施	年1回の実施	年1回以上の実施

施 策

- (1) 自然環境の保全及び意識啓発
 - 自然を守り、自然の大切さ等に対する意識の高揚を図るための広報活動を行います。
 - 国定公園及び県立自然公園地域の自然環境の保全やPRに努めます。
 - 土木事業を実施する際は、自然にやさしい工法により施工します。
- (2) 森林整備への取り組み
 - 森林整備の重要性について改めてPRするとともに、施業の推進について所有者等に働きかけていきます。
- (3) 観光・環境学習等への有効活用
 - 散策コースや案内板等の整備の他、樹木等への興味を持たせる工夫を行い、森林を観光やレクリエーションの場としても活用していきます。
 - 段戸裏谷原生林「きららの森」一帯の自然環境の保全を行うとともに、環境学習やレクリエーションの場として活用します。
- (4) 自然に親しむ環境づくり
 - つぐっ子の森周辺の公園化整備等、自然に親しむ活動を進めるための環境づくりを推進します。

○各家庭や地域の身近なところへの植樹や花の植栽等の緑化運動を促進します。

○面ノ木園地周辺の整備について、県に働きかけていきます。

2) 河川浄化、整備

現 況

◇町内には、豊川をはじめとする一級河川が11河川、準用河川が14河川、その他普通河川が数多くあります。

◇一級河川名倉川は、河川内の堆積土砂により本来の河川能力が発揮されていないため、河川の浚渫が必要です。

◇河川護岸構造物の老朽化が目立つ箇所が見られます。

◇河川利用客が残していったゴミ類や生活未処理排水の流出等による水質汚濁が見受けられます。

◇一方で、農業集落排水処理事業や浄化槽設置整備補助事業により河川浄化の成果が上がり、ホタルが多く見られるようになっていきます。

課 題

◇河川及び護岸の整備

◇河川環境の改善

◇環境保全意識の向上

◆施策目標◆

項 目	現 状	目標 (H28)
河川の浚渫	—	L = 250m
多自然型護岸整備事業	—	L = 50m

施 策

(1) 河川の改修整備や護岸整備

○町管理河川の改修や堆積土砂の除去を進めるとともに、県管理河川の改修整備や堆積土砂の除去、護岸整備を早急に進めるよう県に要望します。

(2) 河川環境の保全、関係団体への支援

○水辺に親しみ楽しめる河川環境を整えるために関係機関と連携し、河川環境の保全に取り組むとともに、地域住民やボランティア団体の河川清掃等を支援していきます。

(3) 環境保全意識の向上

○家庭でも行える河川浄化への取り組みについての情報提供等、河川環境保全の意識向上を住民に働きかけていきます。

3) 森林の維持及び水源の保全

現 況

◇地域の森林は、水を生み出す水源林として豊川・矢作川・天竜川への供給源となっています。

◇森林の保全に努めることは、水源地としての責務です。

◇森林の保全には、森林の持つ公益的機能の恩恵を受けるすべての人々の一体となった取り

組みが必要です。

◇木材需要の低下による林業従事者の減少や、担い手の高齢化等により放置された山林が増え、適正かつ十分な森林の保全管理ができない状況となっています。

課 題

◇水源かん養の公益的機能の維持

◇流域が一体となった林地保全への取り組み

◇段戸裏谷原生林「きららの森」の整備

◆施策目標◆

項 目	現 状	目 標 (H28)
間 伐 事 業	350ha/年	400ha/年

施 策

(1) 山地の保全

○県が行う治山事業を補佐し、山地の保全を図ります。

(2) 森林施業の効果的な推進

○県や森林組合等関係機関と連携して森林施業の推進に取り組むとともに、水源保全の重要性についてPRしていきます。

(3) 基金等の活用

○豊川水源基金の事業を活用し、水源かん養の公益的機能の維持に努めます。

(4) 流域一体となった取り組み

○森林が生み出す様々な公益的機能を確保するために、下流市やNPO、ボランティア団体等の関係機関・団体との連携を図り、流域全体の水源かん養に対する関心を高めるとともに、流域一体となって森林の保全管理に取り組むように努めます。

(5) 段戸裏谷原生林「きららの森」の整備

○愛知県内で最大級となる原生林であり、「きららの森」として親しまれている段戸裏谷原生林周辺の、トイレや案内板等の老朽化が目立ってきているため、補修・整備を行い、自然散策コースとしての魅力を高めます。

4) 循環型社会の構築

現 況

◇地球内部に長期間にわたって蓄積されてきた石油・石炭等の化石エネルギーは有限であるため、再生可能エネルギーへの転換が求められています。

◇人間活動の活発化と自然環境の破壊による二酸化炭素の急激な増加が、地球温暖化等「気候」に変化を及ぼし始めています。

◇太陽、風、水等の自然エネルギーは、快適な生活や活動にとって欠くことのできない重要な資源ですが、十分に活用されていません。

課 題

◇限りある資源の有効活用と新エネルギーの検討と活用

◆施策目標◆

項 目	現 状	目 標 (H28)
木質燃料ストーブ・ボイラーの普及	—	100台

施 策

(1) 地域一体となった資源の有効活用

- 地域に適した循環システムの構築を目指すとともに、住民、事業者、行政が一体となった省資源・省エネルギーの推進を図ります。
- 町内産の燃料用木質チップ等を利用することで、エネルギーの自給率の向上を目指します。

(2) 自然エネルギーの活用

- 小水力発電、風力発電等自然エネルギーの調査研究を推進します。
- 太陽光発電施設を設置する家屋に対しての補助の拡充を推進します。
- 自然エネルギー利活用のための普及啓発を行います。
- 公共施設への自然エネルギー利用設備の設置を進めます。
- 木質燃料ストーブ・ボイラーの購入費補助制度を創設します。

5) 環境衛生対策の充実

現 況

- ◇ゴミとし尿の処理は、一部事務組合である「北設広域事務組合」が実施しています。
- ◇ゴミの回収は、可燃物、不燃物ともに週1～2回、町内各所に設置された収集ステーションを活用し実施しています。
- ◇ペットボトル、トレイ、廃乾電池の資源回収を月1回実施しています。
- ◇ダイオキシン等の有害物質の発生防止のため、家庭等でのゴミの焼却を制限し、排出基準に適合した焼却処理ができる中田クリーンセンターで行っています。
- ◇家庭ゴミのうち、平成12年度から生ゴミの処理対策として「生ゴミ処理機設置費補助事業」を実施しています。
- ◇カラス、犬、猫等によるゴミの散乱等に、苦情が寄せられています。
- ◇平成23年6月末現在で455頭の犬が登録されています。
- ◇犬の放し飼いやフンの後始末等、飼い主のマナーの悪さに対する苦情が寄せられています。
- ◇大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の目立った公害は発生していませんが、廃棄物等の不法投棄や不適切な家畜糞尿処理から発生する悪臭や河川・水路等の水質汚濁などの事例もあることから、河川の水質検査をはじめとした監視・指導を行っています。
- ◇「ゴミのないまちづくり」を推進するため、住民や事業所等と協力して「クリーンアップしたら」運動を展開しています。

課 題

- ◇広域的なゴミ処理体制、衛生的なし尿処理体制の確立
- ◇ゴミの分別排出の徹底、ゴミの減量化に対する住民意識の高揚

◇環境美化意識の高揚

◇犬の登録と予防注射の徹底と愛犬家のモラルの向上

◆施策目標◆

項目	現 状	目 標 (H28)
生ゴミ処理機の普及	111基	161基
可燃ゴミの減量化	1,285トン／年	1,195トン／年
浄化槽の設置	296基	396基

施 策

(1) 処理体制の強化

- 豊川市、蒲郡市、新城市、東栄町、豊根村、根羽村とゴミ処理施設についての検討を進め、広域化・効率化を目指します。
- 農業集落排水処理施設の有効稼働や浄化槽の普及を推進し、衛生的なし尿処理体制の確立を図り、清潔な生活環境を実現します。

(2) ゴミ処理の適正化とゴミの減量化・再資源化

- 中田クリーンセンターの処理施設を長く有効に活用していくために、分別排出等ゴミ出しのマナーを徹底するよう住民に働きかけ、ゴミ処理の適正化を推進します。
- 資源循環型社会の形成に向けて、ゴミのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3R（スリーアール）を推進し、ゴミの減量化・再資源化に努めます。
- 可燃ゴミの半分以上を占める生ゴミの減量化を図るため、生ゴミ処理機の購入費を助成するとともに、制度の周知を行い自家処理を促進します。
- 古紙・空き缶等の回収を行う団体等を奨励し、ゴミの排出抑制に対する意識の高揚を図ります。
- ゴミ収納ボックスの未設置箇所や既設破損箇所について設置・交換を行い、動物によるゴミ散乱被害を防止するとともに、ゴミ収集場所の設置箇所数の増加についても北設広域事務組合と検討していきます。

(3) 環境美化意識の高揚

- 住民、各種団体等の地域の活動を通して、ゴミ拾いや草刈り等の環境美化活動を促進し、環境美化意識の高揚を図ります。
- 引き続き水質検査を実施して水質汚濁を監視していくとともに、関係機関と連携して畜産公害や廃棄物の不法投棄、野焼き等の防止や監視・指導体制の充実を図ります。また、必要に応じて大気検査等を実施します。

(4) 愛犬家のモラルの向上

- 犬の登録と狂犬病予防注射を年1回実施し、また、犬の放し飼いやフンの後始末をしない等、他人に迷惑をかけることのないよう飼い主に対する意識の高揚を図ります。